資料３

「国土地理院の地図等の提供の在り方に関する部会」の設置について

国土地理院が整備・提供する地理空間情報

国土地理院は、測量及び地理空間情報活用の観点から、地理空間情報を整備・提供。

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）

（基本測量）
第四条　この法律において**「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量**で、国土地理院の行うものをいう。

基準点などの成果

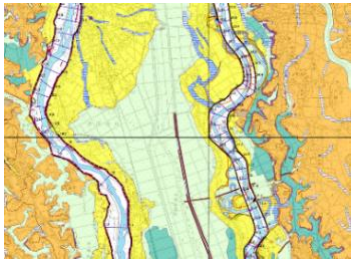


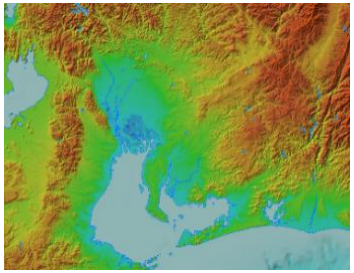




地図関係の成果
（地形図、主題図、写真など）





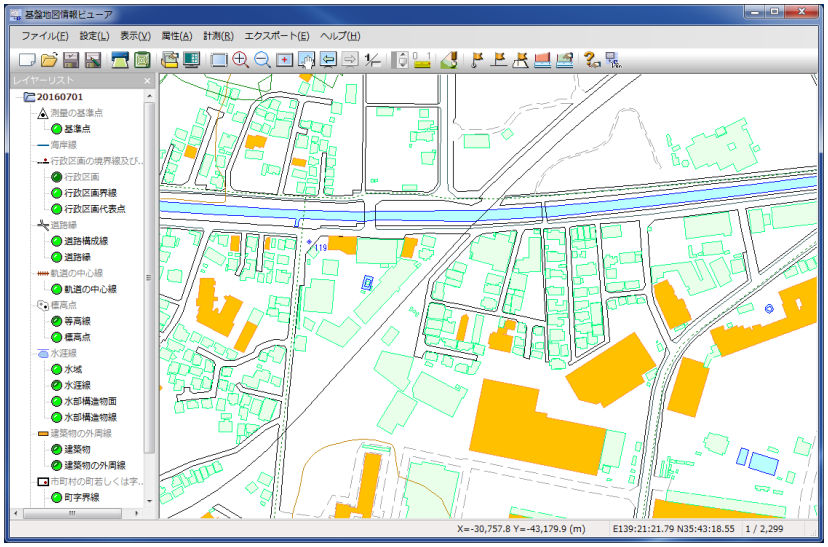




基盤地図情報

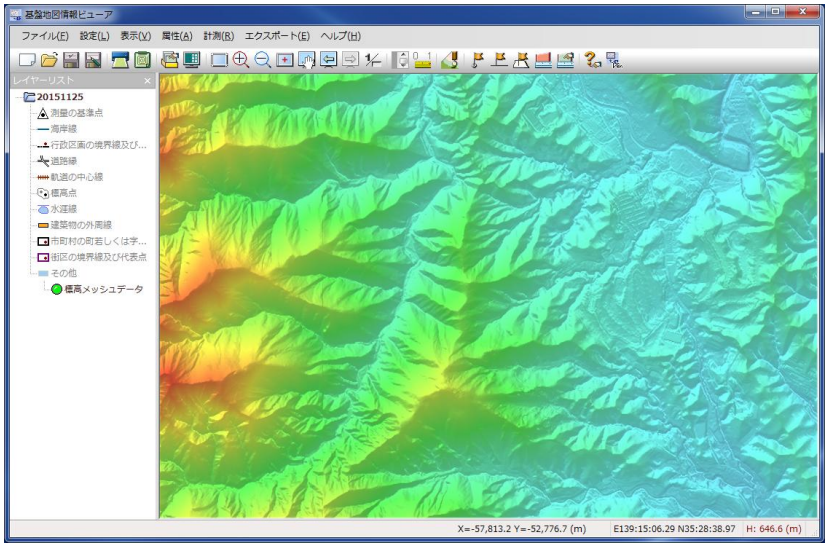
基盤地図情報は、電子地図における位置の基準となる情報。
2007年に成立した地理空間情報活用推進基本法で規定され、整備・提供。

基本項目



省令に規定された13項目のうち、「測量の基準点」、「海岸線」、「行政区画の境界線及び代表点」、「道路縁」、「軌道の中心線」、「標高点」、「水涯線」、「建築物の外周線」、「市町村の町若しくは字の境界線及び代表点」、「街区の境界線及び代表点」の10項目

数値標高モデル



標高のメッシュデータ

地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）
（定義）
第二条　3　この法律において**「基盤地図情報」とは、地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報（国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）であって電磁的方式により記録されたものをいう**。

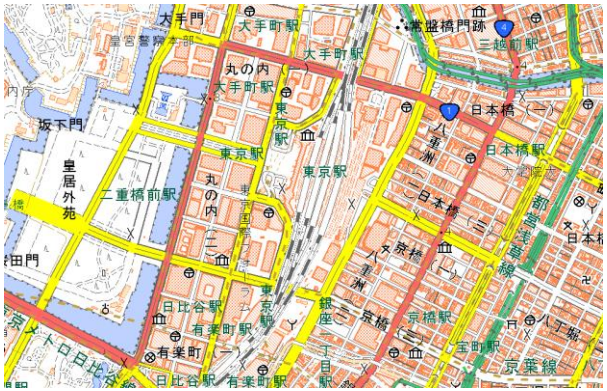
（基盤地図情報等の円滑な流通等）
第十八条　2　**国は、その保有する基盤地図情報等を原則としてインターネットを利用して無償で提供するものとする**。

電子国土基本図

電子国土基本図は、国土の現況を統一した規格で表した様々な地図の基礎となる地理空間情報。社会の基盤となるデータベース（ベース・レジストリ：デジタル社会形成基本法第31条に規定する「公的基礎情報データベース」）に指定。

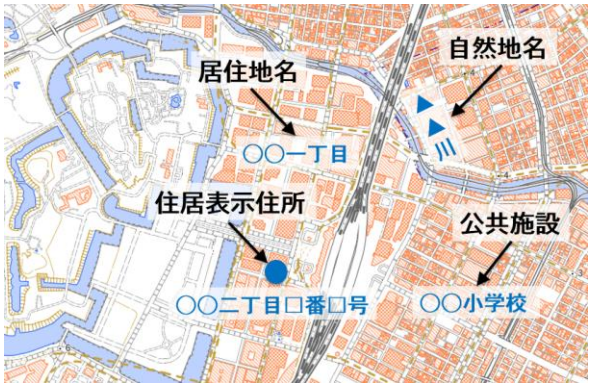
電子国土基本図

地図情報



基盤地図情報と土地の状況を表す項目をまとめた国の基本的な地図情報

地名情報



地名に位置情報を付与した、地理空間情報活用のキーとなる情報

オルソ画像



空中写真をゆがみのない画像に変換し、様々な地理空間情報と重ねて利用できる情報

紙地図としての提供

2万5千分1地形図（紙地図）



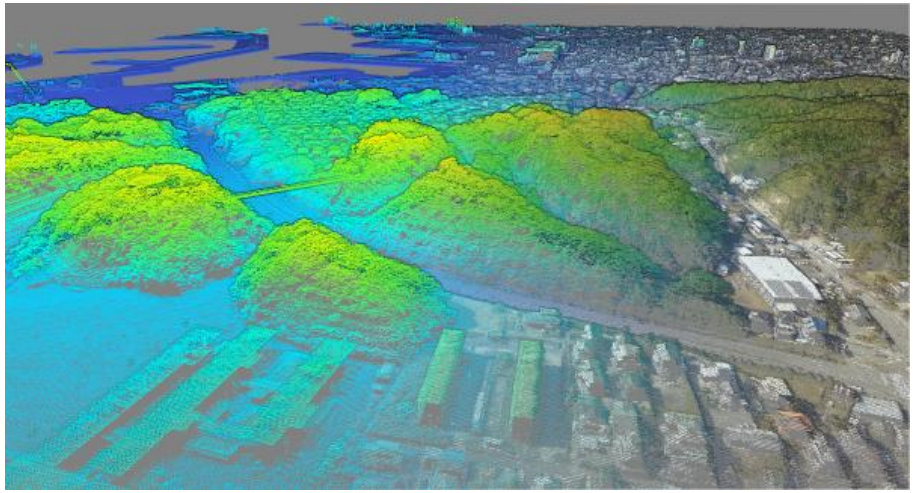
3次元関係

・デジタル社会の実現や災害対策に資するため、点群データの整備・提供を開始（2025年2月～）。

・また、電子国土基本図(地図情報)の3次元化を実施し、順次提供を行う予定。
（3次元化の対象は「建物」、「道路（道路中心線）」、「鉄道（軌道の中心線）」を予定）

点群データ

航空レーザ測量により得られた計測点の集合データ（地表面のほか建物や植生等を含んだ表層面の高さのデータ）



3次元電子国土基本図（表示例）

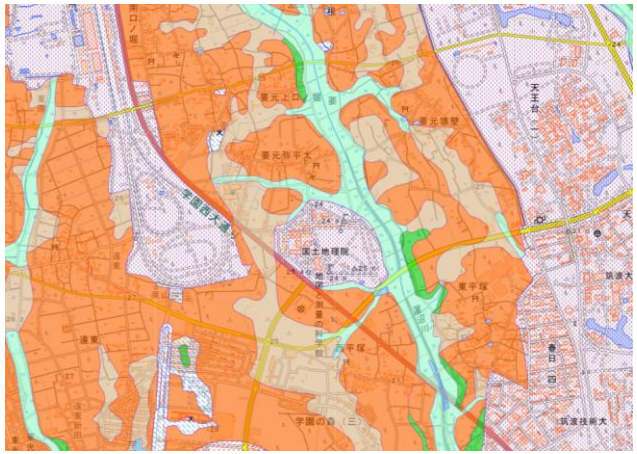


主題図

主題図は、自然現象や人文現象を特定のテーマに沿って調査し結果を表現した地図。

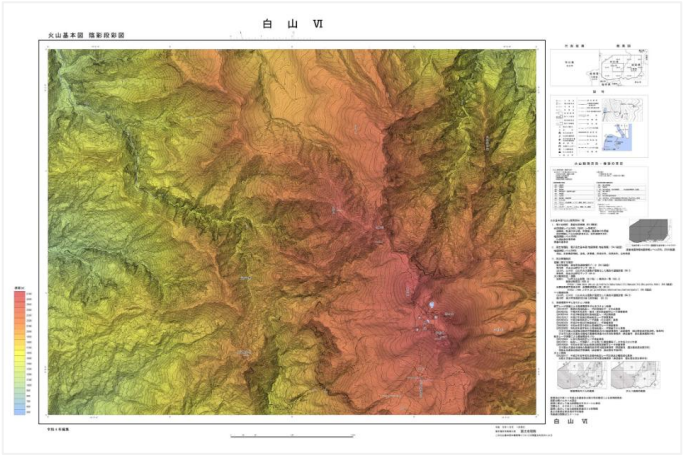
土地条件図

土地の成り立ちを示す
地形分類を図示したもの



火山基本図

火山の精密な地形、火山防災
関連施設等を表したもの



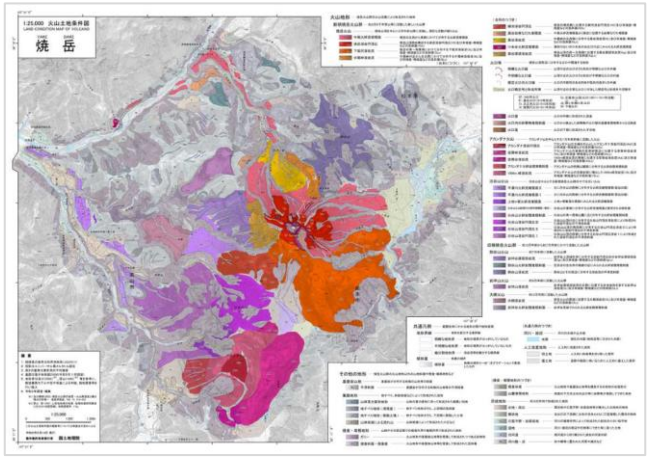
湖沼図

湖沼の湖底地形を詳細に表現
したもの



火山土地条件図

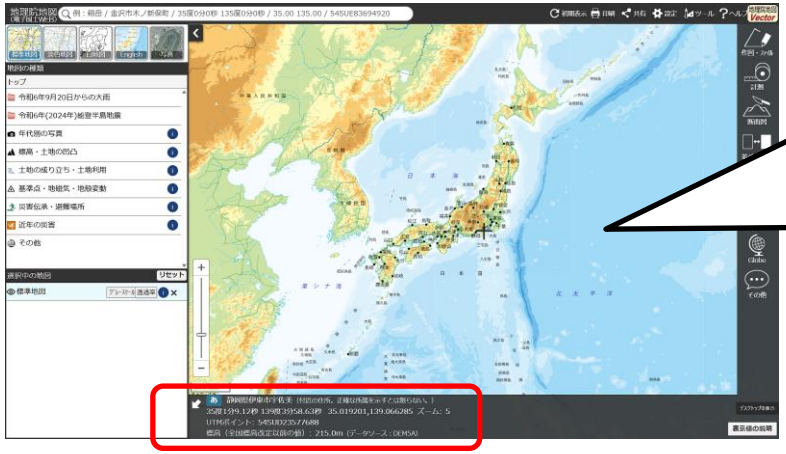
火山の過去の溶岩流出などの
地形特性を表したもの



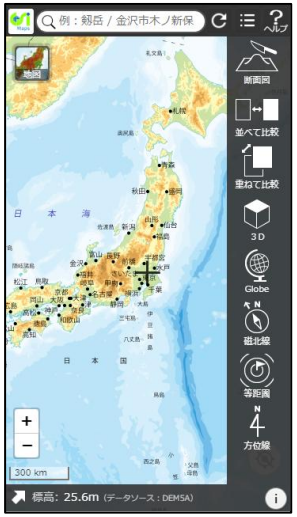
など

国土地理院の整備した地理空間情報は、ウェブ地図「地理院地図」から広く発信。

ウェブ地図「地理院地図」



画面中心の
緯度経度、高さが分かる



https://maps.gsi.go.jp/

パソコンや
スマホから
アクセス！

全て「地理院地図」で見ることが可能

地形図



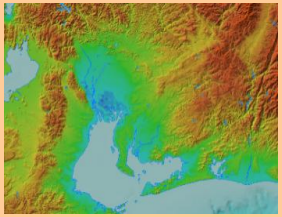
随時更新

写真



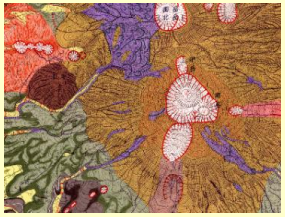
災害時にも撮影

色別標高図



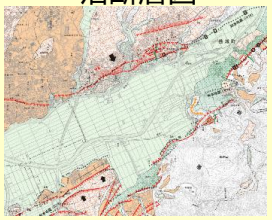
標高を段彩と陰影で表現した地形が分かりやすい地図

火山土地条件図



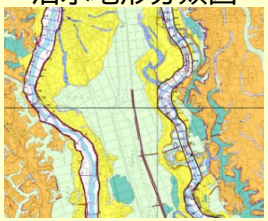
過去の噴出物の分布や侵食作用に伴う地形を示した地図

活断層図



断層の位置や関連する地形の分布を示した地図

治水地形分類図



扇状地、自然堤防、旧河道などの詳細な地形分類を示した地図

明治期の低湿地



明治期に作成された地図から当時の低湿地を抽出した地図

自然災害伝承



過去の自然災害の教訓を後世に伝承

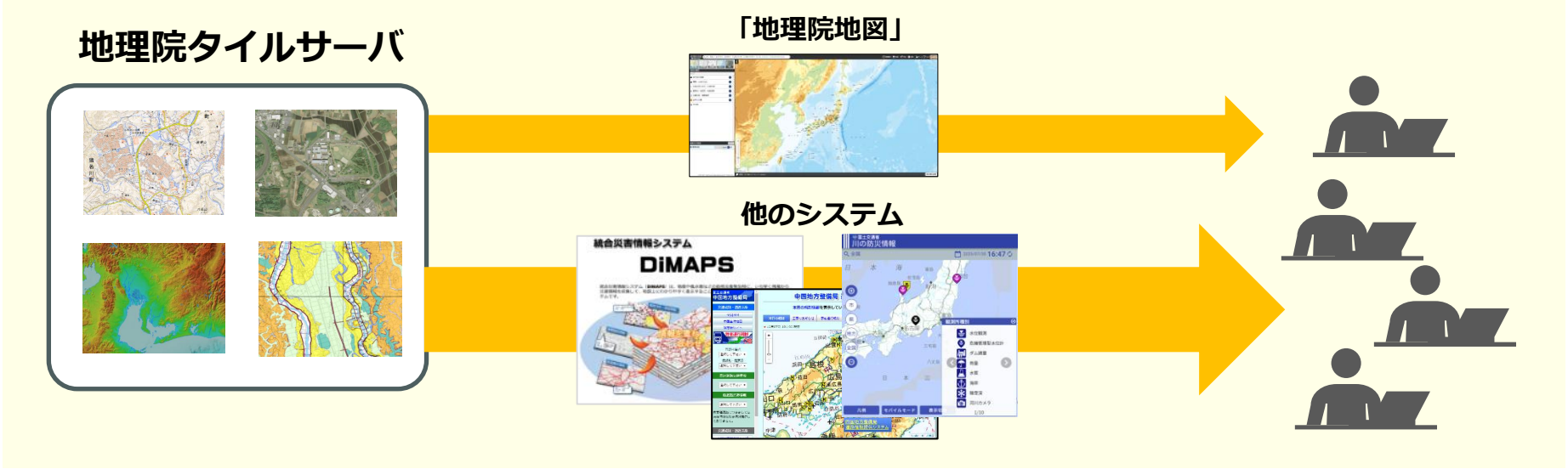
指定緊急避難場所



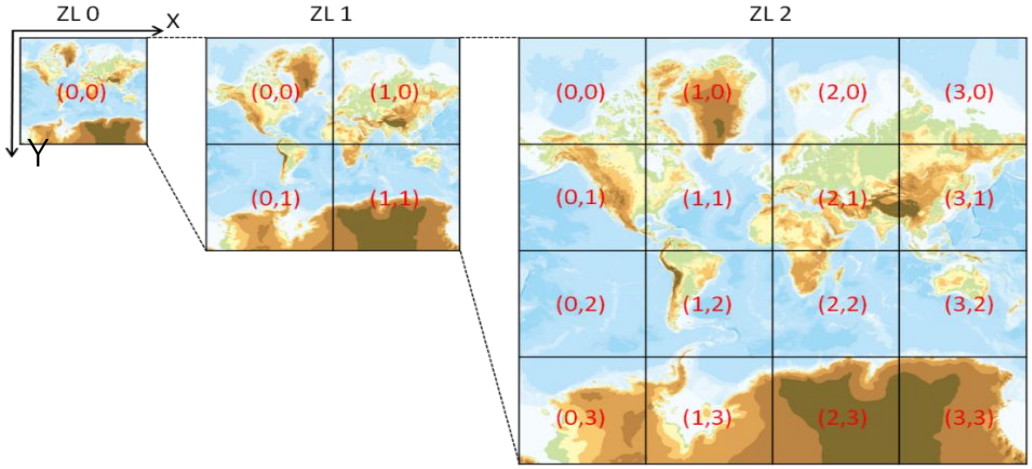
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の地図

地理院地図（地理院タイル）

「地理院地図」に掲載している地理空間情報（地理院タイル）は、
様々なシステム向けに提供（配信）。



タイル･･･ウェブ配信用にタイル状に分割されたデータ



成果提供（測量法の規定）

（国土地理院による提供）

- **地図等の一般の利用に供することが必要と認められる成果は、刊行 又はインターネット提供の措置をとることが国の義務として規定（測量法第27条2項）**

- **全ての基本測量成果は、国民の権利として、国に成果の交付・提供を請求することができることが規定（測量法第28条）**

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）

（基本測量）
第四条　この法律において「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土地理院の行うものをいう。

（測量成果の公表及び保管）
第二十七条　国土交通大臣は、基本測量の測量成果を得たときは、当該測量の種類、精度並びにその実施の時期及び地域その他必要と認める事項を官報で公告しなければならない。
２　**国土交通大臣は、基本測量の測量成果のうち地図その他一般の利用に供することが必要と認められるものについては、これらを刊行し、又はこれらの内容である情報を電磁的方法**（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて国土交通省令で定めるものにより**不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置**をとらなければならない。
３　国土地理院の長は、基本測量の測量成果及び測量記録を保管し、国土交通省令で定めるところにより、これを一般の閲覧に供しなければならない。

（測量成果の公開）
第二十八条　**何人も、国土地理院の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる請求をすることができる**。
一　次に掲げる**書面の交付の請求**
イ　基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の謄本又は抄本
ロ　基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面
二　次に掲げる**電磁的記録を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供**することの請求
イ　基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもつて作成されているときは、当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録
ロ　基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記録した電磁的記録
２　前項の規定による請求をする者は、**実費を勘案して政令で定める額の手数料**を納めなければならない。

成果提供（測量法の規定）

（民間事業者による二次提供）

民間事業者が独自サービスとして、基本測量成果の複製を作成し販売する場合、国土地理院長の承認が必要。（測量法第29条）

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）
（測量成果の複製）
第二十九条　基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書（これらが電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。第四十三条において「図表等」という。）を測量の用に供し、**刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない**。

民間事業者が独自サービスとして複製を作成して販売する場合、**測量法第29条の地理院の承認は、現状、下記で原則運用**。

- **測量法第27条2項における有償の成果は、承認しない。**
 それ以外の成果は、不適切な利用等を除き、承認する。

測量法第２９条の規定に基づく承認取扱要領　（一部改正 令和元年１１月１日 国地達第１７号）
（承認）
第３条 国土地理院の長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、　申請の形式上の要件に適合しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。
一 法第２７条第２項に規定する国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供 を害するおそれがあると認められるもの。
二 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの
三 個人情報の保護等の個人の権利利益、国の安全等を害すること又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの
四 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの
五 複製の作業方法が不適切で、複製品の正確さを確保する上で適切でないもの
六 前各号に掲げるもののほか、国土地理院の長が特に必要と認めるもの

（運）第３条関係
要領第３条第一号でいう「法第２７条第２項に規定する国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの」には、地理空間情報活用推進基本法（平成１９年法律第６３号）第２条第３項に規定する基盤地図情報及び地理院タイル等の国土地理院のウェブサイトで提供されている測量成果を用いる複製を含まないものとする。

国土地理院の地図等の提供の在り方に関する部会（仮称）の設置

【設置主旨】

社会におけるDX進展と地理空間情報の活用拡大が進展する中、令和6年4月1日に策定された基本測量に関する長期計画においては、基本測量成果の提供について、デジタルデータ提供への重点化・インターネット提供強化、持続可能な形での実施が規定されたところである。

国土地理院が整備する地図等の基本測量成果は、測量法に基づき、刊行又はインターネット提供を行っているが、近年、インターネット提供（地理院タイル提供）による提供数が増加している一方で、刊行による紙地図の提供数は減少を続けている。また、インターネット提供（地理院タイル提供）の提供数増加に伴い、国土地理院のサーバ運用にかかる負担が増加している状況にある。

これらの状況に鑑み、社会のDX進展と需要の変動を踏まえつつ、国が果たすべき役割を明確化し、民との連携による地図等の活用推進を図っていくため、効果的で持続可能な地図等の提供の在り方をとりまとめる。

主な論点（案）

○基本測量に関する長期計画（2024年4月1日）において、**デジタルデータ提供への重点化・インターネット提供強化、持続可能な形での実施**が規定。

○この具体化に向け、現時点で考えられる論点（案）は下記。

【成果提供の基本的な考え方】

現状・課題

国土地理院の地図等は、測量法に基づき、刊行又はインターネット提供が義務。 政府方針としては、オープンデータ基本指針（平成29年）が策定され、他機関では、オープンデータとして地理空間情報の提供が拡大し、社会での活用が進んでいる。
国土地理院の地図等は、様々な成果があるところ、社会のDX進展と需要の変動を踏まえつつ、国が果たすべき役割を明確化し、 成果提供の基本的な考え方を整理する必要。

【地理院タイルのインターネット提供の在り方】

現状・課題

地理院タイルは様々なアプリ・サービス等で利用され、G空間社会の実現・充実に寄与しているところ。
アクセス数は増加し続けており、それに伴い、地理院タイル配信サーバ維持にかかる負担も増加。
他の行政のシステム・サービスでの利用は、行政の効率化や行政サービスの向上（高度化）に寄与するとともに、地理院が一元的に地図サーバを管理・運用することで、全体の行政コストを削減できている、と考えられるが、民間への提供の在り方を含め、国の果たすべき役割を踏まえつつ、持続可能な提供の在り方を検討する必要。

【紙地図の提供の在り方】

現状・課題

紙地図の提供数減少は顕著。ただし、紙地図について、現状でも相応のニーズは存在（一部の図面に注文が集中。提供数の少ない図面は非常に多く存在し、多くの在庫が発生）。
国の果たすべき役割を踏まえつつ、需要に即した持続可能な提供の在り方を検討する必要。

部会の体制等について

【国土地理院の地図等の提供の在り方に関する部会（案）】

（敬称略）

（部会長）　**佐田　達典　日本大学理工学部交通システム工学科教授**

（委員）　政策・法律分野の専門家
地図学分野の専門家
地理学分野の専門家
教育（地理教育・地図教育）分野の専門家
地理空間情報分野の専門家
民間（地図業界・測量業界）分野の専門家
　などから5～6名程度の委員を予定

議事案　第1回　制度・現状の共有、論点の確認、
　　国土地理院の地図等の提供の基本的な考え方
　第2回　タイル提供、紙地図の在り方、報告書の方向性
　第3回　報告書案　→　状況に応じて第４回